



秋吉台国際芸術村で
文化活動を
しませんか？

文化団体支援事業 支援団体募集

募集対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

公益財団法人山口きらめき財団 秋吉台国際芸術村
〒754-0511 山口県美祿市秋芳町秋吉50 Tel:0837-63-0020 Fax:0837-63-0021

aiav.jp

「文化団体支援事業」とは？

山口県内の文化団体が、秋吉台国際芸術村を利用し実施する事業に対し支援を行う、当施設独自の支援事業です。発表会や展示会、それらの準備にかかる施設（器具使用料、宿泊室を除く）の利用料を支援いたします。

応募できる団体とは？

まず、山口県内の文化団体であることが条件です。希望の日程で、施設の空きが確認できたら、応募することができます。また、支援事業に採用されなくても、必ず実施される事業であることが条件となります。

応募の仕方は？

具体的な内容や希望の日程が決まれば、お電話ください。その後、応募資料を提出していただきます。

応募は、申込用紙（申請書）と事業計画書に必要事項を記入し、必要な書類をそろえて申し込みをしてください。

採用はどうやって決まる？

応募された団体が必ずしも採用されるわけではありません。提出された書類をもとに慎重な審査のうえ、予算の範囲内で支援の可否を決定いたします。

申請の流れ

秋吉台国際芸術村へ電話 Tel: 0837-63-0020

文化団体支援事業による施設申込 とお話しください。
事業内容を確認して、ご利用希望の日程で可能かどうか
お調べします。

利用可能な日程 利用不可能な場合 申請することができません。再度日程について問い合わせ下さい。

申請書作成 裏面「支援の申請」をご参照ください。
申請書は秋吉台国際芸術村で配布しています。

申請書の提出 郵送、もしくは持参にて提出してください。
申請書が提出されましたら、支援の採択審査を行います。
同時に、施設の予約手続きを芸術村で行います。

実施報告書の提出

事業終了後、30日以内に実績報告書をご提出ください。
書類は別途お渡しいたします。

器具使用料の支払い

事業終了後ご利用になられた、器具使用料について芸術村より請求いたします。期日内にお支払いください。

事業実施

支援採択 決定

支援の採択が決定しましたら、内容について打ち合わせを行います。

利用不可能な場合

必ず貸館利用として事業を実施してください。
施設の予約を取り消すことは出来ません。

募集の詳細

支援の対象者

- (1) 山口県内に主たる活動の拠点を置く文化芸術に関する活動を行う文化団体
- (2) 村長が特に認めた山口県内の文化団体

支援の対象となる事業

2023年4月1日から2024年3月31日の間に予定され、秋吉台国際芸術村にて実施される文化事業。ただし、次の事業を除きます。

- (1) 営利を目的とすると認められる事業
- (2) 宗教的、政治的又は商業的な宣伝意図があると認められる事業
- (3) 国又は県もしくは市町から補助金が交付される事業
- (4) (公財) 山口きらめき財団の助成対象事業
- (5) 秋吉台国際芸術村使用規程第15条の規定により許可を取り消された事業

支援の内容

次の各号の費用について予算の範囲内で支援します。

- (1) 芸術村施設内における、展示会又は公演の当日及び準備・撤収に係る施設利用料金
※ピアノ、音響照明機材等の器具利用料金、ピアノ移動にかかる経費等は申請者の負担になります。
- (2) その他村長が特に認めたもの

支援の申請

次の書類を作成し、芸術村に提出してください。

- (1) 文化団体支援事業申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 添付資料：参考となるパンフレット等

募集期間

対象期間内、随時募集

郵送または持参にて提出してください。詳細は芸術村までお問合せ下さい。

支援の決定

芸術村で申請書の内容を審査し、申請者に通知します。
不採択の際は、貸館利用として事業を実施してください。

計画の変更

支援の決定後、事業の計画を変更しようとするときは、次の書類を作成し芸術村の村長の承認を受けてください。

- (1) 文化団体活動促進事業計画変更承認申請書（別記第4号様式）
- (2) 事業計画変更計画書（別記第5号様式）
- (3) 事業変更収支予算書（別記第6号様式）

事業の完了報告

事業を完了したときは、事業完了の日から30日以内に、次の書類を作成し芸術村村長に提出してください。

- (1) 文化団体活動促進事業実績報告書（別記第8号様式）
- (2) 事業実績書（別記第9号様式）
- (3) 事業収支精算書（別記第10号様式）
- (4) その他、添付書類など

支援決定の取り消し等

- (1) 文化団体支援事業要綱に違反したとき
- (2) 支援の採択について付した条件に違反したとき
- (3) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき
- (4) その他事業の実施方法が不相当であると認められるとき